

平成29年

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

第1回臨時会

会 議 録

平成29年7月31日招集

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会



---

平成29年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会 会議録

平成29年7月31日(月) 午後2時開議

ベストウェスタンレンブラントホテル鹿児島リゾート 2階 桜島の間

---

議事日程〔第1号〕

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 同意第 1号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合の監査委員の  
選任について同意を求める件（議員選出監査委員）
- 日程第 6 議案第 9号 平成29年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合  
後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第10号 裁判上の和解について議決を求める件

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（15人）

1 番	森	博幸	議員	2 番	上門	秀彦	議員
4 番	前之園	正和	議員	5 番	新原	春二	議員
7 番	本田	修一	議員	8 番	岩根	賢二	議員
10番	蔵元	慎一	議員	12番	湯之原	一郎	議員
13番	平八重	光輝	議員	14番	楠元	忠洋	議員
15番	小野	光夫	議員	16番	名越	修	議員
17番	日高	好作	議員	19番	徳田	康光	議員
20番	琉	理人	議員				

---

欠席議員（5人）

3 番	西平	良将	議員	6 番	本坊	輝雄	議員
9 番	朝山	毅	議員	11番	笹山	義弘	議員
18番	鎌田	愛人	議員				

---

説明のため出席した者（13人）

広域連合長	岩切	秀雄	君	副広域連合長	川添	健	君
事務局長	前田	慎一	君	事務局次長	田中	逸朗	君
総務課長	佐藤	一郎	君	業務課長	山元	茂	君
総務課主事	菊永	真衣	君	業務課主事	堀田	和哉	君
業務課主査	田原	直子	君	業務課主事	久	郁弥	君
業務課主事	佐多	晃一	君	業務課主事	木下	輝之	君
業務課主事	亀澤	大樹	君				

---

職務のため出席した者（1人）

事務局主事 古川 浩仁 君

＝開会：午後２時＝

○議長（上門 秀彦君） これより、平成２９年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第１回臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（上門 秀彦君） この際、諸般の報告をいたします。

まず、平成２９年４月２３日付けで前湧水町議会議長の西牟田徹也議員及び錦江町議会議長の水口孝俊議員が、各町議会議員の任期満了に伴い、広域連合規約第９条第２項の規定により、広域連合議会議員を失職しましたことを御報告いたします。

次に、お手元に配付いたしましたとおり、監査委員から、地方自治法第２３５条の２第３項の規定による「例月現金出納検査」の結果報告がありました。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程〔第１号〕のとおりであります。

○議長（上門 秀彦君） それでは、日程第１「議席の指定」を行います。

去る、平成２９年４月２７日付けの告示により実施された、広域連合議会議員補欠選挙で当選されました、平八重光輝議員及び小野光夫議員の議席は、会議規則第４条第２項の規定により、議長において、平八重光輝議員を１３番、小野光夫議員を１５番に指定いたしました。

○議長（上門 秀彦君） 次は、日程第２「会議録署名議員の指名」を行います。

今議会の会議録署名議員は、議席番号１０番 蔵元慎一議員及び議席番号１６番 名越修議員を指名いたします。

○議長（上門 秀彦君） 次は、日程第３「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今議会の会期は、本日１日といたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、会期は、本日１日と決定いたしました。

○議長（上門 秀彦君） 次は、日程第４「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦とし、指名の方法については、議長から指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、そのように決しました。

副議長に、小野光夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました小野光夫議員を副議長の当選人とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、指名いたしました小野光夫議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました小野光夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

ここで、新副議長の小野光夫議員を紹介いたします。

小野光夫議員。

〔小野光夫議員 起立〕

○副議長当選者（小野 光夫君） ただいま、副議長に選任いただきました、大崎町議会議長の小野光夫です。

私の役目は、上門議長を支えることでありますが、全国の都道府県で後期高齢者一人当たりの医療費が、鹿児島県はかなり上位にランクされています。今後も続く少子高齢化の中で、いかにしてこの制度を維持し運営していくのか、大きな課題であります。それぞれの市町村のために、皆さんとともに勉強してまいりたいと思います。

これで副議長の就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

〔小野光夫議員 着席〕

○議長（上門 秀彦君） ここで、岩切広域連合長から発言の申し出がありま

すので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

岩切広域連合長。

〔岩切秀雄広域連合長 起立〕

○広域連合長（岩切 秀雄君） 皆さん、こんにちは。

平成29年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、大変御多用の中、御出席を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げますとともに、後期高齢者医療制度につきましては、議員の皆様方をはじめ関係機関の御理解・御協力のおかげをもちまして、円滑な運営が図られていることに、深く感謝を申し上げます。

御案内のとおり、後期高齢者医療制度は、発足してから丸9年が過ぎ、当初と比べますと、かなり安定した制度として運営されているところではありますが、年々進展する高齢化や医療技術の高度化等に伴い、被保険者数や保険給付費は、今後も増加が見込まれております。

そのような中、持続可能な医療保険制度の構築を目指し、国を挙げての制度見直し等の取組が進められているところであり、その一環として、本年度から後期高齢者の保険料軽減特例や高額療養費制度が、段階的に見直しをされているところであります。

私ども広域連合といたしましては、このような国の動向を注視するとともに、高齢者の方々が安心して必要な医療を受けることができるよう、制度の円滑な運営に努め、被保険者の皆さんの健康の維持増進を図ってまいりたいと考えております。

さて、本日の臨時会でございますが、7月末までに議会の議決を要する裁判の和解に関する案件が出てまいりましたため、開催させていただいたところでございます。

その「裁判上の和解について議決を求める件」と併せて、議員選出監査委員の選任同意や後期高齢者医療特別会計の補正予算の議案を提案しておりますので、何卒、慎重な御審議を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。



最後に、議員の皆様方をはじめ関係各位におかれましては、今後とも当広域連合の運営に御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げまして、議会開催に当たりましての御挨拶といたします。ありがとうございました。

〔岩切秀雄広域連合長 着席〕

○議長（上門 秀彦君） 次は、日程第5 同意第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合の監査委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、平八重光輝議員の退席を求めます。

〔平八重光輝議員 退席〕

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

岩切広域連合長。

〔岩切秀雄広域連合長 起立〕

○広域連合長（岩切 秀雄君） お手元の議案書1ページをお開きください。

同意第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合の監査委員の選任について同意を求める件」について、提案理由を御説明申し上げます。

当広域連合の監査委員のうち、議員のうちから選任する監査委員につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第196条第1項及び広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、議会の同意を得る必要があるため提案するものであります。

選任したい方は、薩摩郡さつま町船木634番地 平八重光輝氏で、昭和20年4月2日生まれでございます。

なお、略歴につきましては、さつま町議会議長でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

御同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上門 秀彦君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、同意第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合の監査委員の

選任について同意を求める件」を採決いたします。

本件については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

〔平八重光輝議員 再入場、着席〕

○議長（上門 秀彦君） 次は、日程第6 議案第9号「平成29年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 議案第9号「平成29年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,207万9千円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,775億3,785万2千円といたしております。

補正内容について、事項別明細書で御説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

第1款 市町村支出金 第1項 市町村負担金 第2目 保険料等負担金を1,207万9千円増額いたしております。これは、歳出において還付加算金及び保険料還付金を増額することに伴い、その財源である保険料等負担金を増額するものでございます。

9ページを御覧ください。

次に歳出でございます。

第7款 諸支出金 第1項 償還金及び還付加算金 第1目 還付加算

金を115万9千円及び第2目 保険料還付金を1,092万円それぞれ増額いたしております。これは、徴収済の保険料が本来納めていただく保険料よりも過大となっていた被保険者の方々に、多く納めた分を還付する保険料還付金と還付加算金でございまして、スケジュール的に平成29年度当初予算に計上できなかった分を、今回、予算措置しようとするものでございます。

このことについて、今回の補正に至った経緯及び理由を、もう少し詳しく御説明申し上げます。

後期高齢者医療制度における資格、賦課、収納、給付等の各種業務など、同制度に関する事務処理については、同制度の円滑な施行に資することを目的として、国において開発された標準システムと言われる後期高齢者医療広域連合電算処理システムを用いて行っているところでございますが、制度発足以来、標準システムの設定に誤りがあり、世帯主またはご本人が青色申告を行っている被保険者のうち、一部の方について保険料の均等割部分の軽減判定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されてしまうシステム設計となっていたことが判明し、平成28年12月27日付けで厚生労働省からその旨の連絡がございました。

その後、その対応に当たっては、厚生労働省が示した対応方針に基づき、誤って賦課した可能性のある被保険者の抽出を行い、抽出した対象者について、制度発足時まで遡って所得の把握を行った上で、軽減判定が正しかったかどうかの確認作業を行いました。

そして本年4月、これらの事務処理を通じ、軽減判定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されていた被保険者が判明し、徴収済みの保険料が過大となっている方が402人、過小となっている方が136人という結果となりましたことから、その方々について軽減判定の修正及び保険料の修正賦課を行ったところでございます。

このようなことから、徴収済みの保険料が過小となっている被保険者の方々には御理解いただいた上で、本来の保険料を納めていただく一方、徴収済みの保険料が過大となっている被保険者の方々に対しては、本来の保険料よりも多く納めた分を速やかに還付する必要がございます。この還付

する保険料等について、今回、予算措置しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（上門 秀彦君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第9号「平成29年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（上門 秀彦君） 次は、日程第7 議案第10号「裁判上の和解について議決を求める件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 議案第10号「裁判上の和解について議決を求める件」について、御説明申し上げます。

議案書の11ページをお開き願います。

これは、鹿児島地方裁判所に係属中の1に記載の「鹿児島地方裁判所平成26年（ワ）第769号損害賠償請求事件」に関し、裁判上の和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

和解をする相手方は、2に記載のとおりでございます。

事案の概要については、11ページ、12ページに、3 事件の内容及び裁判の経過及び4 和解の内容として記載しておりますが、別途お配り

しております議案説明資料に詳しく記載しておりますので、こちらの資料に基づき御説明申し上げます。

議案説明資料「鹿児島地方裁判所平成26年（ワ）第769号損害賠償請求事件について」の1ページを御覧ください。

2 主な経緯でございますが、南大隅町で柔道整復師として2か所の接骨院を運営していた被告である相手方に対し、南大隅町が国保及び後期高齢者医療分の柔道整復施術療養費について不正請求を行ったとして、平成26年3月26日に告発し、同年10月31日に相手方は有罪判決を受けております。

当広域連合においても、過去に相手方から請求のあった柔道整復施術療養費支給申請書の内容を調査、分析し、不正と思われる請求額を948万3,674円と算出いたしました。

そして、当該不正受給金の支払いを求める訴えを提起することとして、平成26年9月17日に専決処分を行い、同年11月の議会定例会での承認を経て、11月25日に鹿児島地方裁判所に提訴いたしました。

提訴以来、平成28年3月10日までの間に10回の口頭弁論が行われましたが、この間の審理を通じ、相手方が、自らが行う施術は通常全ての部位、全身にわたっていたと主張していること及び5年間の保存義務のある施術録を焼き捨てて破棄していたことなどから、当広域連合が平成20年10月から平成26年1月までに相手方に支払った柔道整復施術療養費は、後期高齢者医療の給付対象となる負傷原因がはっきりした外傷性の負傷に対して行われた施術に係るものではなく、給付の対象外であったと言わざるを得ないとして、同期間中の全ての保険請求額3,690万2,230円を不正請求とみなし、裁判所の判断を仰ぐこととして、平成28年5月10日に請求額を増額する変更申立を行いました。

これにより、増額後の請求を主位的請求、当初の請求を予備的請求としたところでございます。

2ページをお開き願います。

その後、平成28年10月12日までの間に4回の口頭弁論、また、本年1月25日には証人尋問が行われました。

そして、本年3月29日の第15回口頭弁論終結後、裁判官より「和解」についての提案があり、原告、被告ともに裁判所からの和解案が示された場合は検討すると回答したところでございます。

これを受けて、本年4月26日に鹿児島地裁から和解勧告がなされました。

和解勧告の内容は、主位的請求については認められなかったものの、予備的請求については、ある程度、当広域連合の主張が認められ、結論として、被告が原告の当広域連合に対し700万円を和解金として支払う旨の和解を勧告するというものでございました。

この和解勧告を踏まえ、本年5月17日及び6月1日の2回にわたり和解協議が行われ、被告側が和解勧告を受け入れる旨回答したことから、裁判官から当広域連合に対し、原告側として和解勧告を受け入れるかどうかを7月末までに回答するよう言い渡されたところでございます。

以上のような経緯を踏まえ、当広域連合といたしましては、和解勧告の受入れについて、原告側訴訟代理人である当広域連合顧問弁護士の松下弁護士と協議をしつつ検討を重ねてきたところでございまして、松下弁護士からは、3ページから5ページに記載の意見書の提出も受けております。

松下弁護士の御意見としては、4ページの3に記載のとおり、訴えの変更後の請求、すなわち主位的請求については、相手方が全ての施術録を焼き捨ててしまったことによりこれらを証拠として提出することができなかった。この相手方の行為は極めて反社会的、背信的であり許し難いものの、公権的な最終の判断者たる裁判所の証拠不足により一部立証不十分と言わざるをえないとした見解は、事実は証拠によって証明しなければならないという民事訴訟法の定め及び裁判所の職責等に照らし、誠に残念ではあるが、やむをえない面があると言わざるをえず、裁判所の判断、和解案については、これを重く受け止めることも必要であること、また、4に記載のとおり、裁判所は相手方の経済状況や支払能力等を勘案し、相手方が自らの意思で和解に応じて支払うことのできる額を推測し700万円という和解案を示した可能性があると考えられること、すなわち裁判所としては相手方に履行可能性のない額の支払いを命じてみても結局のところ相手方が

実際に支払いをしなければ現実の問題としては無意味であると考えたのではないかと思われること、5ページの5に記載のとおり、700万円という和解金額は、証拠による裏付けの厚い当初請求額の約7割に相当する額であり一定の評価をしてよい額であること、さらに6に記載のとおり、本件訴訟は平成26年11月25日に提訴されており、早期に解決する必要があることも視野に入れるべきであること、また、判決になったとしてもおそらく700万円程度の額を認容する判決が言い渡される可能性が高く、裁判所が厳格な事実認定が求められる判決にあたり高いレベルでの立証を課した場合には、700万円を下回る額の判決がなされる可能性も否定しえないこと、そして以上を踏まえ、7 まとめとして、裁判所が提示した和解案を受け入れることはやむをえないと判断するというものでございます。

したがいまして、議案書のほうの12ページの5 和解の理由に記載のとおり、当広域連合が主張した相手方の不正請求の事実を裁判所がある程度認めた上での和解勧告であること、また、相手方が和解勧告を受け入れる旨回答していることも併せて、総合的に勘案した結果、今回の和解勧告を受け入れることはやむをえないと判断し、本件事件の早期解決を図ろうとするものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（上門 秀彦君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第10号「裁判上の和解について議決を求める件」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（上門 秀彦君） 以上で、今議会に付議された案件はすべて議了いたしました。

ここで、岩切広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

岩切広域連合長。

〔岩切秀雄広域連合長 起立〕

○広域連合長（岩切 秀雄君） 臨時会の閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員の皆様方には、慎重な御審議を賜り、また、提案いたしました議案について、いずれも原案どおり可決を賜りましたことに、心から感謝を申し上げます。

当広域連合といたしましては、今後とも各関係機関、団体とも連携を図り、本制度の円滑な運営を進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様方をはじめ関係各位におかれましては、今後とも制度の運営について御理解・御協力を賜りますよう改めてお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

〔岩切秀雄広域連合長 着席〕

○議長（上門 秀彦君） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成29年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会を閉会いたします。

＝閉会：午後2時27分＝



---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 上 門 秀 彦

署名議員 蔵 元 慎 一

署名議員 名 越 修